

収入保険と既存制度の掛金及び補てん金の比較(長野県)

品目 : 夏秋トマト				
平均収入 3,481 万円	シナリオ1	シナリオ2	シナリオ3	シナリオ4
<p>作付面積 2.0 ha</p> <p>単収 5,010 kg/10a</p> <p>販売価格 347.41 円/kg</p>	<p>① 販売価格が個人もしくは地域平均で1割低下 又は ② 収量が個人もしくは地域平均で1割減少</p> <p>当年収入 3133万円</p>	<p>① 販売価格が個人もしくは地域平均で2割低下 又は ② 収量が個人もしくは地域平均で2割減少</p> <p>当年収入 2785万円</p>	<p>① 販売価格が個人もしくは地域平均で3割低下 又は ② 収量が個人もしくは地域平均で3割減少</p> <p>当年収入 2437万円</p>	<p>① 販売価格が個人もしくは地域平均で4割低下 又は ② 収量が個人もしくは地域平均で4割減少</p> <p>当年収入 2089万円</p>
<p>既存制度</p> <p>野菜価格安定制度 ※保証基準額(平均価格の90%を 下回った時に、最大で60%の 価格低下までで補てん 積立金 188 万円</p>	<p>① — ② —</p>	<p>① 312万円 ② —</p>	<p>① 625万円 ② —</p>	<p>① 938万円 ② —</p>
<p>※平均販売価格の設定の関係上、野菜の品目によってはシナリオ1・2などにおいて補てん金が算定されない試算結果となる場合があります。</p>				
<p>収入保険 補償限度9割 (保険8割+積立1割) 支払率9割 ※10割の収入減少まで補てん 掛金拠出合計 ##### 万円 (保険料 25.1 万円 (掛け捨て) 積立金 78.3 万円)</p>	<p>①] — ②]</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 3133万円</p>	<p>①] 313万円 ②]</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 3098万円</p> <p>(個人で農業収入が減少した場合に対象)</p>	<p>①] 627万円 ②]</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 3064万円</p>	<p>①] 940万円 ②]</p> <p>補てん金を含めた 当年収入 3029万円</p>

(夏秋トマト)

1 夏秋トマトの作付面積 2.0ha(農業者からの聞き取り)、単収 5,010kg/10a(作物統計)、販売単価 347.41 円/kg(野菜価格安定制度における平均価格)、平均収入 34,810,482 円と仮定して試算しています。

2 野菜価格安定制度は、対象野菜の指定産地が対象です。
(例 夏秋トマト等、対象の野菜により産地が指定されています。)

3 掛金拠出の試算方法は、次のとおりです。

野菜価格安定制度:

(積立金) 作付面積(2.0ha) × 単収(5,010kg/10a) ×
(保証基準価格(312.50 円/kg) - 最低基準価格(208.45 円/kg))
× 補填率(0.9) × 1/5(国:都道府県:生産者=3:1:1) = 1876646 円
※積立金は造成資金を取り崩さない限り翌年に持越

収入保険:

(保険料) 基準収入(平均収入 34,810,482 円) × 保険方式の補償限度(0.8) × 支払率(0.9)
× 保険料率(2.0%) × 1/2(国庫補助 50%) = 250635 円

(積立金) 基準収入(平均収入 34,810,482 円) × 積立幅(0.1) × 支払率(0.9)
× 1/4(国庫補助 75%) = 783,236 円 ※積立金は補てんに使われない限り翌年に持越

4 収入保険と既存制度(「野菜価格安定制度」)との比較のポイントは次のとおりです。

① 対象者

「収入保険」は青色申告を行っている農業者が対象です。

「野菜価格安定対策」は産地要件を満たす産地の出荷団体、生産者です。(産地要件は、指定野菜価格安定対策事業では、面積 20ha、出荷割合 2/3)

② 補てんの対象(収入減少の要因)

「収入保険」では、夏秋トマトの収量減少や価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少が対象です。農産物の収穫後に出荷や販売ができなかった場合も対象となります。

「野菜価格安定対策」では、地域平均の価格低下による販売金額の減少が対象です。

③ 補てんの計算方法(個人単位か地域単位か)

「収入保険」では、農業者ごとの収入減少を補てんします。

「野菜価格安定対策」では、市場での夏秋トマトの平均取引価格を使って価格低下を計算します。

④ 補てんの範囲

「収入保険」では、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割が補てんされ、10 割の収入減少までが補てんの対象です。

「野菜価格安定対策」では、旬別に販売価格を計算し、旬ごとに保証基準額を下回った場合に、下回った価格との差額の9割が、旬ごとの出荷量に応じて補てんされ、最大で4割の価格低下が補てんの対象となります。本表シナリオの試算においては、期間を通じて販売価格が〇割低下したことを前提として試算しています。